

永平寺町一般職の職員の給与の支給に関する規則及び永平寺町一般職の職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように公布する。

令和6年3月26日

福井県吉田郡永平寺町長 河合 永 充

## 永平寺町規則第9号

### 永平寺町一般職の職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

(永平寺町一般職の職員の給与の支給に関する規則の一部改正)

第1条 永平寺町一般職の職員の給与の支給に関する規則(平成18年永平寺町規則第28号)の一部を次のように改正する。

第12条に次のただし書を加える。

ただし、割り振られた正規の勤務時間が深夜に及ぶためこれにより難しい場合等、正当な理由がある場合はこの限りでない。

第13条第1項第2号中「交替制勤務に)従事する職員等」を「在宅勤務等手当を支給される職員、交代制勤務に従事する職員等」に改め、同条の次に次の1条を加える。

第13条の2 条例第9条の3第2項第2号(永平寺町職員の育児休業等に関する条例(平成18年永平寺町条例第34号)第17条の規定により読み替えて適用する場合を含む。次項において同じ。)の規則で定める職員は、1箇月当たりの平均通勤所要回数が10回に満たない職員とする。

2 条例第9条の3第2項第2号の規則で定める割合は、100分の50とする。

第23条中「勤務時間以外、」の次に「同条例」を加える。

第27条第1項中「第26条第1項の表」を「別表第1」に改め、同条第3項中「同表」を「、同項の表」に改める。

第28条第2項中「国立及び」を削り、「教育公務員特例法第14条」を「同条」に改める。

第31条第2項第2号中「第27条第2項第3号及び第4号」を「第27条第2項から第4項」に改める。

第33条第2項前段中「前項各号」を「同項各号」に改め、「し、」の次に「同項」を加える。

(永平寺町一般職の職員の通勤手当に関する規則の一部改正)

第2条 永平寺町一般職の職員の通勤手当に関する規則(平成18年永平寺町規則第35号)の一部を次のように改正する。

第7条に次のただし書を加える。

ただし、割り振られた正規の勤務時間が深夜に及ぶためこれにより難しい場合等、正当な理由がある場合はこの限りでない。

第8条第2号中「交替制勤務に従事する職員等」を「在宅勤務等手当を支給される職

員、交代制勤務に従事する職員その他の職員」に、「平均1箇月当たりの通勤所要回数分」を「1箇月当たりの平均通勤所要回数分」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前条ただし書に該当する場合の運賃等相当額は、往路及び帰路において利用するそれぞれの普通交通機関等について、前項各号に定める額と均衡を考慮し、それらの算出方法に準じて算出した額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

第8条の2中「同条第1項第3項」を「同条第1項第3号」に改め、同条を第8条の3とし、第8条の次に次の1条を加える。

(定年前再任用短時間勤務職員等に係る通勤手当の減額)

第8条の2 条例第9条の3第2項第2号(永平寺町職員の育児休業等に関する条例(平成18年永平寺町条例第34号)第17条の規定により読み替えて適用する場合を含む。次項において同じ。)の規則で定める職員は、1箇月当たりの平均通勤所要回数が10回に満たない職員とする。

2 条例第9条の3第2項第2号の規則で定める割合は、100分の50とする。

第10条の2第1項第3号中「公益法人等への永平寺町職員の派遣等に関する条例(平成18年永平寺町条例第29号)第2条第1項」を「公益的法人等への永平寺町職員の派遣等に関する条例(平成18年永平寺町条例第29号)第2条第1項」に改め、同条第2項第1号中「第8条の2第1号」を「第8条の3第1号」に改める。

#### 附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。